

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号

改正後	現行
別紙様式第6号（第59条関係） （日本工業規格A4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間業務報告書 （略） 目 次 第1～第7 （略） （記載上の注意） 1～6 （略） 7 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下7において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあつては、この様式中、「第2 中間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」、「第6 中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第1 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間事業報告書 1 事業の経過及び成果等 （略） 2 財産及び損益の状況の推移 [保険会社の状況について記載する場合] （生命保険会社） （略） （記載上の注意） 1～3 （略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 （略） （損害保険会社） （略） （記載上の注意） 1～5 （略）	別紙様式第6号（第59条関係） （日本工業規格A4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間業務報告書 （略） 目 次 第1～第7 （略） （記載上の注意） 1～6 （略） 7 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下この7において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあつては、この様式中、「第2 中間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」、「第6 中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第1 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間事業報告書 1 事業の経過及び成果等 （略） 2 財産及び損益の状況の推移 [保険会社の状況について記載する場合] （生命保険会社） （略） （記載上の注意） 1～3 （略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この4において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この4において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この4において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 （略） （損害保険会社） （略） （記載上の注意） 1～5 （略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第6号

改正後	現行
6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 7 （略） [企業集団の状況について記載する場合] (生命保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～4 （略） 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～3 （略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 （略） (損害保険会社の企業集団)	6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>6において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 7 （略） [企業集団の状況について記載する場合] (生命保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～4 （略） 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>5において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～3 （略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>4において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>4において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>4において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 （略） (損害保険会社の企業集団)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号

改正後	現行
イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1～4 （略） 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1～5 （略） 6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 7 （略） 3～9 （略） 第2～第4 （略）	イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1～4 （略） 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>5において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1～5 （略） 6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>6において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 7 （略） 3～9 （略） 第2～第4 （略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号

改正後

第5

年度中

年

月

日から

年

月

日まで

中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								自己株 式	株主資本 合計	評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			その 他有 価証 券評 価差 額金			繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計			
		資本 準備 金	その 他資本 剰余金	資本 剰余 金合計	利益 準備 金	その他利益剰 余金	利益剰 余金合計									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 変動額																
新株の 発行	××	××		××						××					××	
剰余金の 配当					××		△××	△××		△××					△××	
中間純 利益							××	××		××					××	
自己株式の 処分									××	××					××	
・・・ ・・・															××	
株主資本以外 の当中間期 変動額 (純額)											××	××	××	××	××	
当中間期 変動額合計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2

変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3

株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4

その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5

資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。

7

遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

現行

第5

年度中

年

月

日から

年

月

日まで

中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
その他資本剰余金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金合計		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		

改正後	現行		
		剰余金の配当	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他利益剰余金	
		〇〇積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		繰越利益剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		中間純利益	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		利益剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		中間純利益	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		自己株式	
		当期首残高	△ × × ×
		当中間期変動額	
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	△ × × ×
		株主資本合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		新株の発行	× × ×
		剰余金の配当	△ × × ×

改正後	現行		
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		評価・換算差額等	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		繰延ヘッジ損益	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		評価・換算差額等合計	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		新株予約権	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	

改正後	現行	
	<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
	<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>	
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>	
<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
<u>3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
<u>4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
<u>5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
<u>6 中間財務諸表等規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。</u>		
<u>7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号

改正後											現行										
第 6											第 6										
年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間基金等変動計算書											年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間基金等変動計算書										
(単位：百万円)											(単位：百万円)										
	基金等								基金等 合計	評価・換算差額等				純資産 合計							
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減 少差 益	損失 填補 準備 金	剰余金				その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計								
						社員 配当 平衡 積立 金	〇〇 積立 金	中間未 処分剰 余金							剰余金 合計						
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××						
当中間期変動額																					
基金の募集	××								××						××						
社員配当準備 金の積立								△××	△××	△××					△××						
損失填補準備 金の積立					××			△××	××	××					××						
基金償却積立 金の積立		××						△××	△××	××					××						
基金利息の支 払								△××	△××	△××					△××						
中間純剰余								××	××	××					××						
基金の償却	△××								△××						△××						
・ ・ ・ ・ ・															××						
基金等以外の 項目の当中間 期変動額 (純額)										××	××	××	××		××						
当中間期変動額 合計	××	××	＝	＝	××	＝	＝	××	××	××	××	××	××	××	××						
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××						
(記載上の注意)																					
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。																					
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。																					
3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。																					
4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。																					
5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。																					
6 中間未処分剰余金の当事業年度期首残高については、前事業年度の基金等変動計算書の当事業年度末残高を記載すること。																					
7 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。																					
(以下略)																					

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
基金の募集		× × ×
基金の償却		△ × × ×
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
基金償却積立金の積立		× × ×
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
損失填補準備金の積立		× × ×

改正後	現行		
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		○○積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		中間未処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	△ × × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		基金等合計	

改正後	現行		
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金の募集	× × ×
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	× × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
		基金の償却	△ × × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		評価・換算差額等合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×

改正後	現行		
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		× × ×
	<u>社員配当準備金の積立</u>		△ × × ×
	<u>損失填補準備金の積立</u>		× × ×
	<u>基金償却積立金の積立</u>		× × ×
	<u>基金利息の支払</u>		△ × × ×
	<u>中間純剰余</u>		× × ×
	<u>基金の償却</u>		△ × × ×
	<u>.....</u>		× × ×
	<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		× × ×
	<u>当中間期変動額合計</u>		× × ×
	<u>当中間期末残高</u>		× × ×
	<u>(記載上の注意)</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
2 <u>変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>			
3 <u>基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>			
4 <u>その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>			
5 <u>剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。</u>			
6 <u>中間未処分剰余金の当事業年度期首残高については、前事業年度の基金等変動計算書の当事業年度末残高を記載すること。</u>			
7 <u>遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>			
(以下略)			

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第6号の2

改正後	現行
別紙様式第6号の2（第59条関係）（日本工業規格A4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間業務報告書 （略） 目次 第1～第7（略） （記載上の注意） 1～6（略） 7 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。<u>以下7</u>において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあつては、この様式中、「第2 中間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」、「第6 中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第1 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間事業報告書 1 事業の経過及び成果等 （略） 2 財産及び損益の状況の推移 [保険会社の状況について記載する場合] （生命保険会社） （略） （記載上の注意） 1～3（略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5（略） （損害保険会社） （略） （記載上の注意） 1～5（略）	別紙様式第6号の2（第59条関係）（日本工業規格A4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間業務報告書 （略） 目次 第1～第7（略） （記載上の注意） 1～6（略） 7 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。<u>以下この7</u>において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあつては、この様式中、「第2 中間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」、「第6 中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第1 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間事業報告書 1 事業の経過及び成果等 （略） 2 財産及び損益の状況の推移 [保険会社の状況について記載する場合] （生命保険会社） （略） （記載上の注意） 1～3（略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この4</u>において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下<u>この4</u>において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この4</u>において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5（略） （損害保険会社） （略） （記載上の注意） 1～5（略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の2

改正後	現行
6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 7 （略） [企業集団の状況について記載する場合] (生命保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～4 （略） 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～3 （略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 （略） (損害保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移	6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>6において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 7 （略） [企業集団の状況について記載する場合] (生命保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～4 （略） 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>5において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～3 （略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>4において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>4において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>4において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 （略） (損害保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の2

改正後	現行
（略） （記載上の注意） 1～4（略） 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1～5（略） 6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 7（略） 3～9（略） 第2～第4（略）	（略） （記載上の注意） 1～4（略） 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>5において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1～5（略） 6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>6において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 7（略） 3～9（略） 第2～第4（略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第6号の2

改正後

第5

年度中

年

月

日から

年

月

日まで

中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								自己株 式	株主資本 合計	評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			その 他有 価証 券評 価差 額金			繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計			
		資本 準備 金	その 他資本 剰余金	資本 剰余 金合計	利益 準備 金	その他利益剰 余金	利益剰 余金合計									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 変動額																
新株の 発行	××	××		××						××					××	
剰余金の 配当					××		△××	△××		△××					△××	
中間純 利益							××	××		××					××	
自己株式の 処分									××	××					××	
・・・ ・・・															××	
株主資本以外 の当中間期 変動額 (純額)											××	××	××	××	××	
当中間期 変動額合計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2

変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3

株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4

その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5

資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。

7

遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

現行

第5

年度中

年

月

日から

年

月

日まで

中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
その他資本剰余金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金合計		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		

改正後	現行		
		剰余金の配当	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他利益剰余金	
		〇〇積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		繰越利益剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		中間純利益	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		利益剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		中間純利益	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		自己株式	
		当期首残高	△ × × ×
		当中間期変動額	
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	△ × × ×
		株主資本合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		新株の発行	× × ×
		剰余金の配当	△ × × ×

改正後	現行		
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		評価・換算差額等	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		繰延ヘッジ損益	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		評価・換算差額等合計	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		新株予約権	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	

改正後	現行				
	<u>新株の発行</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>剰余金の配当</u>	<u>△</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>
	<u>中間純利益</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>自己株式の処分</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>.....</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>当中間期変動額合計</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>当中間期末残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>（記載上の注意）</u>				
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>				
<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>					
<u>3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>					
<u>4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>					
<u>5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>					
<u>6 中間財務諸表等規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。</u>					
<u>7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>					

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第6号の2

改正後

第6

年度中（

年 月 日から

年 月 日まで

）

中間基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等									評価・換算差額等				純資産 合計
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減 少差 益	損失 填補 準備 金	剰余金			基金等 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計	
						社員 配当 平衡 積立 金	〇〇 積立 金	中間未 処分剰 余金						
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
基金の募集	××								××					××
社員配当準備金の積立								△××	△××	△××				△××
損失填補準備金の積立					××			△××	××	××				××
基金償却積立金の積立		××						△××	△××	××				××
基金利息の支払								△××	△××	△××				△××
中間純剰余							××	××	××					××
基金の償却	△××								△××					△××
・・・・・・・・														××
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）										××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	二	二	××	二	二	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 中間未処分剰余金の当事業年度期首残高については、前事業年度の基金等変動計算書の当事業年度末残高を記載すること。

7 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第6

年度中（

年 月 日から

年 月 日まで

）

中間基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
基金の募集		× × ×
基金の償却		△ × × ×
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
基金償却積立金の積立		× × ×
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
・・・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
損失填補準備金の積立		× × ×

改正後	現行		
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		○○積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		中間未処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	△ × × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		基金等合計	

改正後	現行		
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>社員配当準備金の積立</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>損失填補準備金の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金償却積立金の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金利息の支払</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金の償却</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等</u>	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>

改正後	現行		
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		<u>× × ×</u>
	<u>社員配当準備金の積立</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>損失填補準備金の積立</u>		<u>× × ×</u>
	<u>基金償却積立金の積立</u>		<u>× × ×</u>
	<u>基金利息の支払</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>中間純剰余</u>		<u>× × ×</u>
	<u>基金の償却</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>.....</u>		<u>× × ×</u>
	<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>			
<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>			
<u>3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>			
<u>4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>			
<u>5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。</u>			
<u>6 中間未処分剰余金の当事業年度期首残高については、前事業年度の基金等変動計算書の当事業年度末残高を記載すること。</u>			
<u>7 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>			
(以下略)			

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第6号の3

改正後	現行
別紙様式第6号の3（第59条関係）（日本工業規格A4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間連結業務報告書 （略） 目次 第1～第3（略） （記載上の注意） 1～3（略） 4 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下4において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第1（略） 第2 中間連結財務諸表 1～4（略）	別紙様式第6号の3（第59条関係）（日本工業規格A4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間連結業務報告書 （略） 目次 第1～第3（略） （記載上の注意） 1～3（略） 4 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下この4において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第1（略） 第2 中間連結財務諸表 1～4（略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の3

改正後

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額							新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 変動額															
新株の 発行	××	××			××									××	
剰余金の 配当			△××		△××									△××	
中間純 利益			××		××									××	
自己株 式の処 分				××	××									××	
・ ・ ・ ・ ・ ・														××	
株主資本以外 の項目 の当中間期 変動額 (純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 変動額合 計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。

現行

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
利益剰余金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
剰余金の配当		△ × × ×
中間純利益		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
自己株式		
当期首残高		△ × × ×
当中間期変動額		
自己株式の処分		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		△ × × ×
株主資本合計		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の3

改正後	現行		
7 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>中間純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>……………</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額合計</u>		

改正後	現行		
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
	<u>5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
	<u>6 中間連結財務諸表規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。</u>		
	<u>7 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に</u>		

改正後	現行
	<u>規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第6号の3

改正後

6 中間連結基金等変動計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等						その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	基金償却積立金減少差益	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
基金の募集	××					××								××
社員配当準備金の積立					△××	△××								△××
基金償却積立金の積立		××			△××	××								××
基金利息の支払					△××	△××								△××
中間純剰余					××	××								××
基金の償却	△××					△××								△××
・・・														××
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)							××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	＝	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

6 中間連結基金等変動計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
基金等	
基金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
基金の募集	× × ×
基金の償却	△ × × ×
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
基金償却積立金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
基金償却積立金の積立	× × ×
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
再評価積立金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
・・・・・・・	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×
当中間期末残高	× × ×
連結剰余金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	
社員配当準備金の積立	△ × × ×
基金償却積立金の積立	△ × × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の3

改正後	現行		
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。 3 基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)	<u>基金利息の支払</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>中間純剰余</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>……………</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金等合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>社員配当準備金の積立</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金償却積立金の積立</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金利息の支払</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>中間純剰余</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金の償却</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>……………</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		

改正後	現行		
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>退職給付に係る調整累計額</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>社員配当準備金の積立</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>基金償却積立金の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金利息の支払</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金の償却</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載する</u>		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第6号の3

改正後	現行
	ことができる。 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の合計欄の記載は省略することができる。 6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号

改正後	現行
別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）（日本工業規格A4） （略） 第1 年度（年 月 日から年 月 日まで）事業報告書 1 保険会社の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果等 （略） (2) 財産及び損益の状況の推移 [保険会社の状況について記載する場合] (生命保険会社) （略） (記載上の注意) 1～4 （略） 5 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 6 （略） (損害保険会社) （略） (記載上の注意) 1～6 （略） 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。	別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）（日本工業規格A4） （略） 第1 年度（年 月 日から年 月 日まで）事業報告書 1 保険会社の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果等 （略） (2) 財産及び損益の状況の推移 [保険会社の状況について記載する場合] (生命保険会社) （略） (記載上の注意) 1～4 （略） 5 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この5において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この5において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 6 （略） (損害保険会社) （略） (記載上の注意) 1～6 （略） 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号

改正後	現行
8（略） [企業集団の状況について記載する場合] (生命保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～5（略） 6 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～4（略） 5 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 6（略） (損害保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～5（略） 6 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以	8（略） [企業集団の状況について記載する場合] (生命保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～5（略） 6 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>6において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～4（略） 5 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>5において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 6（略） (損害保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～5（略） 6 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号

改正後	現行
下6において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移（略） （記載上の注意） 1～6 （略） 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 8 （略） (3)～(10) （略） 2～10 （略） 第2～第8 （略）	以下<u>この</u>6において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移（略） （記載上の注意） 1～6 （略） 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 8 （略） (3)～(10) （略） 2～10 （略） 第2～第8 （略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第7号

改正後														現行													
第9														第9													
年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ）株主資本等変動計算書														年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ）株主資本等変動計算書													
(単位：百万円)														(単位：百万円)													
	株主資本								自己株 式	株主資 本合計	評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計											
	資本 金	資本剰余金			利益剰余金			その 他有 価証 券評 価差 額金			繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計														
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰 余金								利益剰 余金合 計													
						〇〇 積立 金	繰越利 益剰余 金																				
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××												
当期変動額																											
新株の発行	××	××		××						××					××												
剰余金の配当					××		△××	△××		△××					△××												
当期純利益							××	××		××					××												
自己株式の処分									××	××					××												
・・・ ・・・															××												
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××												
当期変動額合計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××												
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××												
科 目		金 額																									
株主資本																											
資本金																											
当期首残高		× × ×																									
当期変動額																											
新株の発行		× × ×																									
……………		× × ×																									
当期変動額合計		× × ×																									
当期末残高		× × ×																									
資本剰余金																											
資本準備金																											
当期首残高		× × ×																									
当期変動額																											
新株の発行		× × ×																									
……………		× × ×																									
当期変動額合計		× × ×																									
当期末残高		× × ×																									
その他資本剰余金																											
当期首残高		× × ×																									
当期変動額																											
……………		× × ×																									
当期変動額合計		× × ×																									
当期末残高		× × ×																									
資本剰余金合計																											
当期首残高		× × ×																									
当期変動額																											
新株の発行		× × ×																									
……………		× × ×																									
当期変動額合計		× × ×																									
当期末残高		× × ×																									
利益剰余金																											
利益準備金																											
当期首残高		× × ×																									
当期変動額																											

改正後	現行		
		剰余金の配当	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他利益剰余金	
		〇〇積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰越利益剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		当期純利益	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		利益剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		当期純利益	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		自己株式	
		当期首残高	△ × × ×
		当期変動額	
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	△ × × ×
		株主資本合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		新株の発行	× × ×
		剰余金の配当	△ × × ×

改正後	現行		
		当期純利益	× × ×
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		新株予約権	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	

改正後	現行				
	<u>新株の発行</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>剰余金の配当</u>	<u>△</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>
	<u>当期純利益</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>自己株式の処分</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>.....</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>当期変動額合計</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>当期末残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>（記載上の注意）</u>				
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>				
<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。</u>					
<u>3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>					
<u>4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>					
<u>5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>					
<u>6 財務諸表等規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。</u>					
<u>7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>					

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第7号

改正後

第 10

年度（年 月 日から
年 月 日まで）基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等									評価・換算差額等				純資産 合計	
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減少 差益	損失 填補 準備 金	剰余金			基金等 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計		
						その他剰余金									剰余金 合計
						社員 配当 平衡 積立 金	〇〇 積立 金	当期未 処分剰 余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額															
基金の募集	××								××					××	
社員配当準備金の積立								△××	△××	△××				△××	
損失填補準備金の積立					××			△××	××	××				××	
基金償却積立金の積立		××						△××	△××	××				××	
基金利息の支払								△××	△××	△××				△××	
当期純剰余								××	××	××				××	
基金の償却	△××								△××					△××	
・・・・・・・・														××	
基金等以外の項目の当期変動額(純額)											××	××	××	××	
当期変動額合計	××	××	二	二	××	二	二	××	××	××	××	××	××	××	
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。
3 基金等以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第 10

年度（年 月 日から
年 月 日まで）基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
<u>基金等</u>		
<u>基金</u>		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金の募集		× × ×
基金の償却		△ × × ×
・・・・・・・・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金償却積立金の積立		× × ×
・・・・・・・・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
・・・・・・・・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
損失填補準備金の積立		× × ×

改正後	現行		
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		〇〇積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		当期末処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	△ × × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		基金等合計	

改正後		現行		
		<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>		
		<u>基金の募集</u>		<u>× × ×</u>
		<u>社員配当準備金の積立</u>		<u>△ × × ×</u>
		<u>損失填補準備金の積立</u>		<u>× × ×</u>
		<u>基金償却積立金の積立</u>		<u>× × ×</u>
		<u>基金利息の支払</u>		<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純剰余</u>		<u>× × ×</u>
		<u>基金の償却</u>		<u>△ × × ×</u>
		<u>.....</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等</u>		
		<u>その他有価証券評価差額金</u>		
		<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>		
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>		
		<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>		
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>		
		<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>		
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>		
		<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>		
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>		
		<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>

改正後	現行		
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		× × ×
	<u>社員配当準備金の積立</u>		△ × × ×
	<u>損失填補準備金の積立</u>		× × ×
	<u>基金償却積立金の積立</u>		× × ×
	<u>基金利息の支払</u>		△ × × ×
	<u>当期純剰余</u>		× × ×
	<u>基金の償却</u>		△ × × ×
	<u>.....</u>		× × ×
	<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		× × ×
	<u>当期変動額合計</u>		× × ×
	<u>当期末残高</u>		× × ×
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 基金等以外の項目について、事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
	<u>5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
	<u>6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>		
(以下略)			

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の2

改正後	現行
別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）（日本工業規格A4）（略） 第1 年度（年 月 日から年 月 日まで）事業報告書 1 保険会社の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果等（略） (2) 財産及び損益の状況の推移 [保険会社の状況について記載する場合] (生命保険会社) (略) (記載上の注意) 1～4 （略） 5 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 6 （略） (損害保険会社) (略) (記載上の注意) 1～6 （略） 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 8 （略）	別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）（日本工業規格A4）（略） 第1 年度（年 月 日から年 月 日まで）事業報告書 1 保険会社の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果等（略） (2) 財産及び損益の状況の推移 [保険会社の状況について記載する場合] (生命保険会社) (略) (記載上の注意) 1～4 （略） 5 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>5において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 6 （略） (損害保険会社) (略) (記載上の注意) 1～6 （略） 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 8 （略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の2

改正後	現行
[企業集団の状況について記載する場合] (生命保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～5 (略) 6 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 6 (略) (損害保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～5 (略) 6 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下6に	[企業集団の状況について記載する場合] (生命保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～5 (略) 6 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>6において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>5において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 6 (略) (損害保険会社の企業集団) イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (略) (記載上の注意) 1～5 (略) 6 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>6において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>6において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の2

改正後	現行
において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移（略） （記載上の注意） 1～6 （略） 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 8 （略） (3)～(10) （略） 2～10 （略） 第2～第8 （略）	下<u>この</u>6において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移（略） （記載上の注意） 1～6 （略） 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 8 （略） (3)～(10) （略） 2～10 （略） 第2～第8 （略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の2

改正後

第9

年度（

年 月 日から

年 月 日まで

）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								自己株 式	株主資 本合計	評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計										
	資本 金	資本剰余金			利益剰余金						その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計												
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰 余金		利益剰 余金合 計																		
						〇〇 積立 金	繰越利 益剰余 金																			
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××										
当期変動額																										
新株の発行	××	××		××						××						××										
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××										
当期純利益							××	××		××						××										
自己株式の処分									××	××						××										
・・・ ・・・																××										
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××										
当期変動額合計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××										
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××										

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。

7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

現行

第9

年度（

年 月 日から

年 月 日まで

）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科	目	金	額	
株主資本				
資本金				
当期首残高		×	×	×
当期変動額				
新株の発行		×	×	×
.....		×	×	×
当期変動額合計		×	×	×
当期末残高		×	×	×
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		×	×	×
当期変動額				
新株の発行		×	×	×
.....		×	×	×
当期変動額合計		×	×	×
当期末残高		×	×	×
その他資本剰余金				
当期首残高		×	×	×
当期変動額				
.....		×	×	×
当期変動額合計		×	×	×
当期末残高		×	×	×
資本剰余金合計				
当期首残高		×	×	×
当期変動額				
新株の発行		×	×	×
.....		×	×	×
当期変動額合計		×	×	×
当期末残高		×	×	×
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		×	×	×
当期変動額				

改正後	現行		
		剰余金の配当	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他利益剰余金	
		〇〇積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰越利益剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		当期純利益	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		利益剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		当期純利益	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		自己株式	
		当期首残高	△ × × ×
		当期変動額	
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	△ × × ×
		株主資本合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		新株の発行	× × ×
		剰余金の配当	△ × × ×

改正後	現行		
		当期純利益	× × ×
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		新株予約権	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	

改正後	現行				
	<u>新株の発行</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>剰余金の配当</u>	<u>△</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>
	<u>当期純利益</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>自己株式の処分</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>.....</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>当期変動額合計</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>当期末残高</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	<u>×</u>	
	<u>（記載上の注意）</u>				
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>				
<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。</u>					
<u>3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>					
<u>4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>					
<u>5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>					
<u>6 財務諸表等規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。</u>					
<u>7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>					

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の2

改正後

第 10

年度

年

月

日から

年

月

日まで

基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等									基金等 合計	評価・換算差額等				純資産 合計
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減少 差益	損失 填補 準備 金	剰余金			剰余金 合計		その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計	
						その他剰余金									
						社員 配当 平衡 積立 金	〇〇 積立 金	当期末 処分剰 余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
基金の募集	××									××					××
社員配当準備金の積立								△××	△××	△××					△××
損失填補準備金の積立					××			△××	××	××					××
基金償却積立金の積立		××						△××	△××	××					××
基金利息の支払								△××	△××	△××					△××
当期純剰余								××	××	××					××
基金の償却	△××									△××					△××
・ ・ ・ ・ ・															××
基金等以外の項目の当期変動額(純額)											××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	二	二	××	二	二	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

1

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2

変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3

基金等以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4

その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5

剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6

遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第 10

年度

年

月

日から

年

月

日まで

基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金の募集		× × ×
基金の償却		△ × × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金償却積立金の積立		× × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
損失填補準備金の積立		× × ×

改正後	現行		
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		〇〇積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		当期末処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	△ × × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	△ × × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		基金等合計	

改正後	現行		
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金の募集	× × ×
		社員配当準備金の積立	△ × × ×
		損失填補準備金の積立	× × ×
		基金償却積立金の積立	× × ×
		基金利息の支払	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
		基金の償却	△ × × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×

改正後	現行		
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		× × ×
	<u>社員配当準備金の積立</u>		△ × × ×
	<u>損失填補準備金の積立</u>		× × ×
	<u>基金償却積立金の積立</u>		× × ×
	<u>基金利息の支払</u>		△ × × ×
	<u>当期純剰余</u>		× × ×
	<u>基金の償却</u>		△ × × ×
	<u>・・・・・・・・</u>		× × ×
	<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		× × ×
	<u>当期変動額合計</u>		× × ×
	<u>当期末残高</u>		× × ×
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 基金等以外の項目について、事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
	<u>5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
	<u>6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>		
(以下略)			

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第7号の3

改正後

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）
(日本工業規格A4)
(略)
第2 連結財務諸表
1～4 (略)
5 連結株主資本等変動計算書
年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

現行

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）
(日本工業規格A4)
(略)
第2 連結財務諸表
1～4 (略)
5 連結株主資本等変動計算書
年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
当期純利益	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当期変動額	
自己株式の処分	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の3

改正後	現行		
4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> 6 <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。</u> 7 <u>遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>	<u>当期末残高</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>株主資本合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>当期純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		

改正後	現行		
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残</u>		

改正後	現行
	高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。 この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 連結財務諸表規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。 7 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第7号の3

改正後

6 連結基金等変動計算書

年度（年 月 日から年 月 日まで）

連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等						その他の包括利益累計額							少数株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	基金償却積立金減少差益	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額															
基金の募集	××					××								××	
社員配当準備金の積立					△××	△××								△××	
基金償却積立金の積立		××			△××	××								××	
基金利息の支払					△××	△××								△××	
当期純剰余					××	××								××	
基金の償却	△××					△××								△××	
・・・														××	
基金等以外の項目の当期変動額（純額）							××	××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額合計	××	××	＝	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

現行

6 連結基金等変動計算書

年度（年 月 日から年 月 日まで）

連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
基金等	
基金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
基金の募集	× × ×
基金の償却	△ × × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
基金償却積立金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
基金償却積立金の積立	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
連結剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
社員配当準備金の積立	△ × × ×
基金償却積立金の積立	△ × × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第7号の3

改正後	現行		
3 基金等以外の項目について、連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)	<u>基金利息の支払</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期純剰余</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>.....</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金等合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金の募集</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>社員配当準備金の積立</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金償却積立金の積立</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金利息の支払</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期純剰余</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>基金の償却</u>	<u>△</u>	<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>.....</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>×</u> <u>×</u> <u>×</u>
	<u>当期変動額</u>		

改正後	現行		
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>退職給付に係る調整累計額</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>社員配当準備金の積立</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>基金償却積立金の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金利息の支払</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金の償却</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>基金等以外の項目について、連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することがで</u>		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第7号の3

改正後	現行
	<u>きる。</u> <u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> <u>5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> <u>6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u> (以下略)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 12 号

改正案					現行				
別紙様式第 12 号（第 137 条及び第 143 条関係） （日本工業規格 A 4）					別紙様式第 12 号（第 137 条及び第 143 条関係） （日本工業規格 A 4）				
(略)					(略)				
第 3 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表 (略)					第 3 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表 (略)				
(外国損害保険会社等) (単位：百万円)					(外国損害保険会社等) (単位：百万円)				
科 目		金 額	科 目		金 額	科 目		金 額	
(略)		(略)	(負 債 の 部)		(略)	(負 債 の 部)		(略)	
			保 険 契 約 準 備 金			保 険 契 約 準 備 金			
			支 払 備 金			支 払 準 備 金			
			責 任 準 備 金			責 任 準 備 金			
(記載上の注意) 1 ～ 6 (略)					(記載上の注意) 1 ～ 6 (略)				
(以下略)					(以下略)				

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 14 号

改正後	現行
別紙様式第 14 号（第 210 条の 10 関係） （日本工業規格 A 4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間業務報告書 （略） 目 次 第 1 ～第 3 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 上場会社等（金融商品取引法第24条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。<u>以下 4</u>において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険持株会社にあつては、この様式中、「第 2 の 2 中間連結貸借対照表」、「第 2 の 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第 2 の 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第 2 の 5 中間連結株主資本等変動計算書」については、<u>一般</u>に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第 1 （略） 第 2 中間連結財務諸表 1 ～ 4 （略）	別紙様式第 14 号（第 210 条の 10 関係） （日本工業規格 A 4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間業務報告書 （略） 目 次 第 1 ～第 3 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 上場会社等（金融商品取引法第24条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。<u>以下この 4</u>において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険持株会社にあつては、この様式中、「第 2 の 2 中間連結貸借対照表」、「第 2 の 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第 2 の 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第 2 の 5 中間連結株主資本等変動計算書」については、<u>一般</u>公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第 1 （略） 第 2 中間連結財務諸表 1 ～ 4 （略）

改正後

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額							新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 変動額															
新株の 発行	××	××			××									××	
剰余金の 配当			△××		△××									△××	
中間純 利益			××		××									××	
自己株 式の処 分				××	××									××	
・ ・ ・ ・ ・ ・														××	
株主資本以外 の項目 の当中間期 変動額 (純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 変動額合 計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。

現行

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
利益剰余金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
剰余金の配当		△ × × ×
中間純利益		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
自己株式		
当期首残高		△ × × ×
当中間期変動額		
自己株式の処分		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		△ × × ×
株主資本合計		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 14 号

改正後		現行		
7 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)		新株の発行		× × ×
		剰余金の配当		△ × × ×
		中間純利益		× × ×
		自己株式の処分		× × ×
				× × ×
		当中間期変動額合計		× × ×
		当中間期末残高		× × ×
		その他の包括利益累計額		
		その他有価証券評価差額金		
		当期首残高		× × ×
		当中間期変動額		
		株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		× × ×
		当中間期変動額合計		× × ×
		当中間期末残高		× × ×
		繰延ヘッジ損益		
		当期首残高		× × ×
		当中間期変動額		
		株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		× × ×
		当中間期変動額合計		× × ×
		当中間期末残高		× × ×
		土地再評価差額金		
		当期首残高		× × ×
		当中間期変動額		
		株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		× × ×
		当中間期変動額合計		× × ×
		当中間期末残高		× × ×
		為替換算調整勘定		
		当期首残高		× × ×
		当中間期変動額		
		株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		× × ×
		当中間期変動額合計		× × ×
		当中間期末残高		× × ×
		退職給付に係る調整累計額		
		当期首残高		× × ×
		当中間期変動額		
		株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		× × ×
		当中間期変動額合計		× × ×
		当中間期末残高		× × ×
		その他の包括利益累計額合計		

改正後	現行		
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
	<u>5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
	<u>6 中間連結財務諸表規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。</u>		
	<u>7 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に</u>		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 14 号

改正後	現行
	規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。） を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の 後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 15 号

改正後

別紙様式第 15 号（第 210 条の 10 関係）
(略)
第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 (略)
5 連結株主資本等変動計算書
年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

現行

別紙様式第 15 号（第 210 条の 10 関係）
(略)
第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 (略)
5 連結株主資本等変動計算書
年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
当期純利益	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当期変動額	
自己株式の処分	× × ×
……………	× × ×
当期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 15 号

改正後	現行	
4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> 6 <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 77 条から第 80 条までの規定に従い注記すること。</u> 7 <u>遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u> (以下略)	<u>当期末残高</u>	<u>△ × × ×</u>
	<u>株主資本合計</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>	
	<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
	<u>当期純利益</u>	<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>	
	<u>その他有価証券評価差額金</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>	
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>	
	<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>	

改正後	現行		
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残</u>		

改正後	現行
	高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。 この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各会計欄の記載は、省略することができる。 6 連結財務諸表規則第 77 条から第 80 条までの規定に従い注記すること。 7 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の2

改正案	現行
別紙様式第 15 号の 2（第 210 条の 11 関係）（日本工業規格 A 4） （略） 1 保険持株会社の現況に関する事項 （1）（略） （2）財産及び損益の状況の推移 〔保険持株会社の状況について記載する場合〕 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下 4 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 4 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ～ 7 （略） 〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 4 （略） 5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下 5 において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下 5 において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下 5 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意）	別紙様式第 15 号の 2（第 210 条の 11 関係）（日本工業規格 A 4） （略） 1 保険持株会社の現況に関する事項 （1）（略） （2）財産及び損益の状況の推移 〔保険持株会社の状況について記載する場合〕 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>4 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>4 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>4 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ～ 7 （略） 〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 4 （略） 5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u>5 において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u>5 において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u>5 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度により前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意）

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の2

改正案	現行
1 ～ 3 (略) 4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下 4 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 4 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ～ 7 (略) (以下略)	1 ～ 3 (略) 4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u> 4 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u> 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u> 4 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ～ 7 (略) (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 17

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 17（第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4） （略） 第 1 事業報告書 年度（年 月 日から年 月 日まで）事業報告書 1 少額短期保険業者の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果等 （略） (2) 財産及び損益の状況の推移 [少額短期保険業者の状況について記載する場合] （略） （記載上の注意） 1 ～ 4 （略） 5 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下 5 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下 5 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 5 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 6 ・ 7 （略） [企業集団の状況について記載する場合] イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 5 （略） 6 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下 6 において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下 6 において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下 6 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その	別紙様式第 16 号の 17（第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4） （略） 第 1 事業報告書 年度（年 月 日から年 月 日まで）事業報告書 1 少額短期保険業者の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果等 （略） (2) 財産及び損益の状況の推移 [少額短期保険業者の状況について記載する場合] （略） （記載上の注意） 1 ～ 4 （略） 5 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この 5 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この 5 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この 5 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 6 ・ 7 （略） [企業集団の状況について記載する場合] イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 5 （略） 6 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この 6 において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この 6 において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この 6 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その

改正後	現行
旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 少額短期保険業者の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 5 （略） 6 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下 6 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下 6 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 6 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 7 ・ 8 （略） (3) ～ (10) （略） 2 ～ 10 （略） 第 2 ～ 第 8 （略）	旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 少額短期保険業者の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 5 （略） 6 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u> 6 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u> 6 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u> 6 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 7 ・ 8 （略） (3) ～ (10) （略） 2 ～ 10 （略） 第 2 ～ 第 8 （略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第 16 号の 17

改正後

第9 株主資本等変動計算書

年度（

年 月 日から

年 月 日まで

）株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本								自己株 式	株主資 本合計	評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰 余金合 計			その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計		
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰 余金 ・繰 越利 益剰 余金 ・積 立金	繰越利 益剰 余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額																
新株の発行	××	××		××						××					××	
剰余金の配当					××		△××	△××		△××					△××	
当期純利益							××	××		××					××	
自己株式の処分									××	××					××	
・・・ ・・・															××	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	
当期変動額合計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。

7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

現行

第9 株主資本等変動計算書

年度（

年 月 日から

年 月 日まで

）株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
その他資本剰余金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
資本剰余金合計		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		

改正後	現行		
		剰余金の配当	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他利益剰余金	
		・ ・ 積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰越利益剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		当期純利益	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		利益剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		当期純利益	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		自己株式	
		当期首残高	△ × × ×
		当期変動額	
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	△ × × ×
		株主資本合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		新株の発行	× × ×
		剰余金の配当	△ × × ×

改正後	現行		
		当期純利益	× × ×
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		新株予約権	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	

改正後	現行	
	<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
	<u>当期純利益</u>	<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>	
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>	
<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
<u>3 株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
<u>4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
<u>5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
<u>6 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。</u>		
<u>7 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第 16 号の 17

改正後

第 10 基金等変動計算書

年度（年 月 日から年 月 日まで）基金等変動計算書

(単位：千円)

	基金等									基金等 合計	評価・換算差額等				純資産 合計
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減 少差 益	損失 填補 準備 金	その他剰余金			剰余金 合計		その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計	
						社員 配当 平衡 積立 金	・・ 積立 金	当期末 処分剰 余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額															
基金の募集	××									××				××	
・・・ の積立								△××	××	××				××	
当期純剰余								××	××	××				××	
・・・・・・														××	
基金等以外の 項目の当期変 動額(純額)											××	××	××	××	
当期変動額合計	××	二	二	二	二	二	二	××	××	××	××	××	××	××	
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3 基金等以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第 10 基金等変動計算書

年度（年 月 日から年 月 日まで）基金等変動計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
基金の募集		× × ×
・・・・・・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
・・・・・・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
・・・・・・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
基金償却積立金減少差益		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
・・・・・・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高		× × ×
当期変動額		
・・・・・・		× × ×
当期変動額合計		× × ×
当期末残高		× × ×

改正後	現行		
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		・ ・ 積立金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		当期末処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		・ ・ ・ の積立	△ × × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		・ ・ ・ の積立	× × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		基金等合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・ ・ ・ の積立	× × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	

改正後	現行		
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>・・・の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金等以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>基金等以外の項目について、事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		

改正後	現行
	4 <u>その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> 6 <u>遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u> (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第 16 号の 18

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 18（第 211 条の 36 第 2 項関係）（日本工業規格 A 4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間業務報告書 （略） 目 次 第 1 ～第 7 （略） （記載上の注意） 1 ～ 7 （略） 8 上場会社等（金融商品取引法第24条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。<u>以下 8</u>において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあつては、この様式中、「第 2 中間貸借対照表」、「第 3 中間損益計算書」、「第 4 中間キャッシュ・フロー計算書」、「第 5 中間株主資本等変動計算書」、「第 6 中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第 1 中間事業報告書 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間事業報告書 1 事業の経過及び成果等 （略） 2 財産及び損益の状況の推移 〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第35号に規定する遡及適用をいう。以下 4 において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下 4 において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ・ 6 （略） 〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 4 （略）	別紙様式第 16 号の 18（第 211 条の 36 第 2 項関係）（日本工業規格 A 4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間業務報告書 （略） 目 次 第 1 ～第 7 （略） （記載上の注意） 1 ～ 7 （略） 8 上場会社等（金融商品取引法第24条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。<u>以下この 8</u>において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあつては、この様式中、「第 2 中間貸借対照表」、「第 3 中間損益計算書」、「第 4 中間キャッシュ・フロー計算書」、「第 5 中間株主資本等変動計算書」、「第 6 中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第 1 中間事業報告書 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間事業報告書 1 事業の経過及び成果等 （略） 2 財産及び損益の状況の推移 〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第35号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この 4</u>において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下<u>この 4</u>において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この 4</u>において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ・ 6 （略） 〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 4 （略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 18

改正後	現行
5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第40号に規定する遡及適用をいう。以下 5 において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下 5 において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下 5 において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 少額短期保険業者の財産及び損益の状況の推移（略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第35号に規定する遡及適用をいう。以下 4 において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下 4 において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ・ 6 （略） 3 ～ 9 （略） 第 2 ～第 4 （略）	5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第40号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u> 5 において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u> 5 において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u> 5 において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 少額短期保険業者の財産及び損益の状況の推移（略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第35号に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u> 4 において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u> 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u> 4 において同じ。）を行わなければならない。 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ・ 6 （略） 3 ～ 9 （略） 第 2 ～第 4 （略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 18

改正後

第 5 中間株主資本等変動計算書

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本								自己株 式	株主資 本合計	評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計
	資本 金	資本剰余金			利益剰余金			その 他有 価証 券評 価差 額金			繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価 ・換 算差 額等 合計			
		資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰 余金 ・・ 積立 金	繰越利 益剰余 金							利益剰 余金合 計		
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 変動額																
新株の 発行	××	××		××						××					××	
剰余金 の配当					××		△××	△××		△××					△××	
中間純 利益							××	××		××					××	
自己株 式の処 分									××	××					××	
・・・ ・・・															××	
株主資 本以外 の項目 の当中 間期変 動額 (純額)											××	××	××	××	××	
当中間期 変動額合 計	××	××	＝	××	××	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期 末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。

7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

現行

第 5 中間株主資本等変動計算書

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
その他資本剰余金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金合計		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
.....		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		

改正後	現行		
		剰余金の配当	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他利益剰余金	
		・ ・ 積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		繰越利益剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		中間純利益	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		利益剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		剰余金の配当	△ × × ×
		中間純利益	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		自己株式	
		当期首残高	△ × × ×
		当中間期変動額	
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	△ × × ×
		株主資本合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		新株の発行	× × ×
		剰余金の配当	△ × × ×

改正後	現行		
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		評価・換算差額等	
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		繰延ヘッジ損益	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		評価・換算差額等合計	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		新株予約権	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	

改正後	現行																
	<table> <tr> <td><u>新株の発行</u></td><td><u>× × ×</u></td></tr> <tr> <td><u>剰余金の配当</u></td><td><u>△ × × ×</u></td></tr> <tr> <td><u>中間純利益</u></td><td><u>× × ×</u></td></tr> <tr> <td><u>自己株式の処分</u></td><td><u>× × ×</u></td></tr> <tr> <td><u>.....</u></td><td><u>× × ×</u></td></tr> <tr> <td><u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u></td><td><u>× × ×</u></td></tr> <tr> <td><u>当中間期変動額合計</u></td><td><u>× × ×</u></td></tr> <tr> <td><u>当中間期末残高</u></td><td><u>× × ×</u></td></tr> </table> <u>（記載上の注意）</u> <u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u> <u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u> <u>3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u> <u>4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> <u>5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> <u>6 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 65 条から第 68 条までの規定に従い注記すること。</u> <u>7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条の 2 第 35 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 37 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>	<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>	<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>	<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>	<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>	<u>.....</u>	<u>× × ×</u>	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>	<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>	<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>																
<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>																
<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>																
<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>																
<u>.....</u>	<u>× × ×</u>																
<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>																
<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>																
<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>																

別紙様式第 16 号の 18

改正後

第6 中間基金等変動計算書

年度中（

年 月 日から
年 月 日まで

）

中間基金等変動計算書

(単位：千円)

	基金等								評価・換算差額等				純資産 合計	
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減少 差益	損失 填補 準備 金	剰余金			基金等 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金		評価 ・換 算差 額等 合計
						その他剰余金								
						社員 配当 平衡 積立 金	・ ・ 積立 金	中間未 処分剰 余金						
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
基金の募集	××								××					××
・・・の積立								△××	××	××				××
中間純剰余								××	××	××				××
・・・・・・・・														××
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	二	二	二	二	二	二	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。

3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

第6 中間基金等変動計算書

年度中（

年 月 日から
年 月 日まで

）

中間基金等変動計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
<u>基金等</u>		
<u>基金</u>		
<u>当期首残高</u>		× × ×
<u>当中間期変動額</u>		
<u>基金の募集</u>		× × ×
<u>・・・・・・・・</u>		× × ×
<u>当中間期変動額合計</u>		× × ×
<u>当中間期末残高</u>		× × ×
<u>基金償却積立金</u>		
<u>当期首残高</u>		× × ×
<u>当中間期変動額</u>		
<u>・・・・・・・・</u>		× × ×
<u>当中間期変動額合計</u>		× × ×
<u>当中間期末残高</u>		× × ×
<u>再評価積立金</u>		
<u>当期首残高</u>		× × ×
<u>当中間期変動額</u>		
<u>・・・・・・・・</u>		× × ×
<u>当中間期変動額合計</u>		× × ×
<u>当中間期末残高</u>		× × ×
<u>剰余金</u>		
<u>損失填補準備金</u>		
<u>当期首残高</u>		× × ×
<u>当中間期変動額</u>		
<u>・・・・・・・・</u>		× × ×
<u>当中間期変動額合計</u>		× × ×
<u>当中間期末残高</u>		× × ×

改正後	現行		
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		・ ・ 積立金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		中間未処分剰余金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		・ ・ ・ の積立	△ × × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		剰余金合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		・ ・ ・ の積立	× × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		基金等合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・ ・ ・ の積立	× × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		評価・換算差額等	

改正後	現行		
		<u>その他有価証券評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>繰延ヘッジ損益</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>土地再評価差額金</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>評価・換算差額等合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>基金の募集</u>	<u>× × ×</u>
		<u>・・・の積立</u>	<u>× × ×</u>
		<u>中間純剰余</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>（記載上の注意）</u>	
		<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>	
		<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。</u>	
		<u>3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載すること</u>	

改正後	現行
	ができる。 4　その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5　剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。 6　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第 16 号の 19

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 19（第 211 条の 36 第 4 項関係）（日本工業規格 A 4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間連結業務報告書 （略） 目 次 第 1 ・第 2 （略） （記載上の注意） 1 ～ 4 （略） 5 上場会社等（金融商品取引法第24条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。<u>以下 5</u>において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあつては、この様式中、「第 2 の 2 中間連結貸借対照表」、「第 2 の 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第 2 の 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第 2 の 5 中間連結株主資本等変動計算書」、「第 2 の 6 中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる<u>中間連結財務諸表</u>の作成基準に準じて作成すること。 第 1 （略） 第 2 中間連結財務諸表 1 ～ 4 （略）	別紙様式第 16 号の 19（第 211 条の 36 第 4 項関係）（日本工業規格 A 4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ）中間連結業務報告書 （略） 目 次 第 1 ・第 2 （略） （記載上の注意） 1 ～ 4 （略） 5 上場会社等（金融商品取引法第24条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。<u>以下この 5</u>において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあつては、この様式中、「第 2 の 2 中間連結貸借対照表」、「第 2 の 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第 2 の 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第 2 の 5 中間連結株主資本等変動計算書」、「第 2 の 6 中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる<u>中間財務諸表</u>の作成基準に準じて作成すること。 第 1 （略） 第 2 中間連結財務諸表 1 ～ 4 （略）

改正後															現行																
5 中間連結株主資本等変動計算書															5 中間連結株主資本等変動計算書																
年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書															年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書																
(単位：千円)															(単位：千円)																
	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計	科 目		金 額														
	資本金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付に 係る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計																				
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	株主資本															
当中間期変動額																資本金															
新株の発行	××	××			××											当期首残高		× × ×													
剰余金の配当			△××		△××											当中間期変動額															
中間純利益			××		××											新株の発行		× × ×													
自己株式の処分				××	××													× × ×													
・・・ ・・・																当中間期変動額合計		× × ×													
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	当中間期末残高		× × ×													
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	利益剰余金															
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	当期首残高		× × ×													
(記載上の注意)															当期首残高															× × ×	
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。															当中間期変動額																
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。															自己株式の処分															× × ×	
3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。																														× × ×	
4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。															当中間期変動額合計															× × ×	
5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。															当中間期末残高															△ × × ×	
6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。															株主資本合計																
															当期首残高															× × ×	
															当中間期変動額																

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 19

改正後	現行		
7 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>中間純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>……………</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額合計</u>		

改正後	現行		
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
	<u>5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
	<u>6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。</u>		

改正後	現行
	<u>7 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 19

改正後

6 中間連結基金等変動計算書

年度中

年

月

日から

年

月

日まで

中間連結基金等変動計算書

(単位：千円)

	基金等						その他の包括利益累計額							少数株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	基金償却積立金減少差益	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期変動額															
基金の募集	××					××								××	
・・・の積立					××	××								××	
中間純剰余					××	××								××	
・・・ ・・・														××	
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）							××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期変動額合計	××	＝	＝	＝	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

3 基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

(以下略)

現行

6 中間連結基金等変動計算書

年度中

年

月

日から

年

月

日まで

中間連結基金等変動計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
基金等		
基金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
基金の募集		× × ×
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
基金償却積立金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
再評価積立金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
連結剰余金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
・・・の積立		× × ×
中間純剰余		× × ×
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×

改正後	現行		
		当中間期末残高	× × ×
		基金等合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・・・の積立	× × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他の包括利益累計額	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		為替換算調整勘定	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		退職給付に係る調整累計額	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×

改正後	現行		
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		その他の包括利益累計額合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		少数株主持分	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×
		当中間期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・・・の積立	× × ×
		中間純剰余	× × ×
			× × ×
		基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
		当中間期変動額合計	× × ×
		当中間期末残高	× × ×
	(記載上の注意)		
	1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		
	2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。		
	3 基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。		
	4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。		
	5 その他の包括利益累計額及び純資産の合計欄の記載は省略することができる。		
	6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。		
	(以下略)		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第 16 号の 20

改正後

別紙様式第 16 号の 20（第 211 条の 36 第 4 項関係）
（略）
第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 （略）
5 連結株主資本等変動計算書
年度（

年 月 日から
年 月 日まで

）連結株主資本等変動計算書
(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本 合計	その 他有 価証券 評価 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

現行

別紙様式第 16 号の 20（第 211 条の 36 第 4 項関係）
（略）
第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 （略）
5 連結株主資本等変動計算書
年度（

年 月 日から
年 月 日まで

）連結株主資本等変動計算書
(単位：千円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
当期純利益	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当期変動額	
自己株式の処分	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 20

改正後	現行		
4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u> 5 <u>その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u> 6 <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 77 条から第 80 条までの規定に従い注記すること。</u> 7 <u>遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</u>	<u>当期末残高</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>株主資本合計</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>当期純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>.....</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当期変動額</u>		

改正後	現行		
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>当期純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	1 <u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	2 <u>株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	3 <u>株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における</u>		

改正後	現行
	記載の順序によること。 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。 この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 連結財務諸表規則の用語、様式及び作成方法第 77 条から第 80 条までの規定に従い注記すること。 7 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

改正後														現行														
6 連結基金等変動計算書														6 連結基金等変動計算書														
年度（年 月 日から年 月 日まで）連結基金等変動計算書														年度（年 月 日から年 月 日まで）連結基金等変動計算書														
(単位：千円)														(単位：千円)														
	基金等						その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計														
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	基金償却積立金減少差益	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			科目金額													
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	基金等													
当期変動額															基金													
基金の募集	××					××									当期首残高													
・・・の積立					××	××									× × ×													
当期純剰余					××	××									当期変動額													
・・・															基金の募集													
基金等以外の項目の当期変動額（純額）							××	××	××	××	××	××	××	××	× × ×													
当期変動額合計	××	二	二	二	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	・・・													
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	当期変動額合計													
(記載上の注意)														当期末残高														
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。														再評価積立金														
2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。														当期首残高														
3 基金等以外の項目について、連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。														当期変動額														
4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。														・・・														
5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。														当期変動額合計														
6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。														当期末残高														
(以下略)														連結剰余金														
														当期首残高														
														当期変動額														
														・・・の積立														
														当期純剰余														
														・・・														
														当期変動額合計														

改正後	現行		
		当期末残高	× × ×
		基金等合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・・・の積立	× × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他の包括利益累計額	
		その他有価証券評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		繰延ヘッジ損益	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		土地再評価差額金	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		為替換算調整勘定	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		退職給付に係る調整累計額	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×

改正後	現行		
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他の包括利益累計額合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		少数株主持分	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		基金の募集	× × ×
		・・・の積立	× × ×
		当期純剰余	× × ×
			× × ×
		基金等以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
	(記載上の注意)		
	1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		
	2 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。		
	3 基金等以外の項目について、連結会計年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。		
	4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。		
	5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。		
	6 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。		
	(以下略)		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 24

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 24（第 211 条の 81 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間業務報告書 （略） 目 次 第 1 ・ 第 2 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 上場会社等（金融商品取引法第24条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。<u>以下 4</u>において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険持株会社にあつては、この様式中、「第 2 の 2 中間連結貸借対照表」、「第 2 の 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第 2 の 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第 2 の 5 中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第 1 （略） 第 2 中間連結財務諸表 1 ～ 4 （略）	別紙様式第 16 号の 24（第 211 条の 81 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4） 年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間業務報告書 （略） 目 次 第 1 ・ 第 2 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 上場会社等（金融商品取引法第24条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。<u>以下この 4</u>において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第 2 項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険持株会社にあつては、この様式中、「第 2 の 2 中間連結貸借対照表」、「第 2 の 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第 2 の 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第 2 の 5 中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第 1 （略） 第 2 中間連結財務諸表 1 ～ 4 （略）

別紙様式第 16 号の 24

改正後

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
中間純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。

現行

5 中間連結株主資本等変動計算書

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
資本剰余金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
新株の発行		× × ×
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
利益剰余金		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		
剰余金の配当		△ × × ×
中間純利益		× × ×
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		× × ×
自己株式		
当期首残高		△ × × ×
当中間期変動額		
自己株式の処分		× × ×
・・・・・・		× × ×
当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高		△ × × ×
株主資本合計		
当期首残高		× × ×
当中間期変動額		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 24

改正後	現行		
7 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)	<u>新株の発行</u>		<u>× × ×</u>
	<u>剰余金の配当</u>		<u>△ × × ×</u>
	<u>中間純利益</u>		<u>× × ×</u>
	<u>自己株式の処分</u>		<u>× × ×</u>
	<u>……………</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額</u>		
	<u>その他有価証券評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>繰延ヘッジ損益</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>土地再評価差額金</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>為替換算調整勘定</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>退職給付に係る調整累計額</u>		
	<u>当期首残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額</u>		
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期変動額合計</u>		<u>× × ×</u>
	<u>当中間期末残高</u>		<u>× × ×</u>
	<u>その他の包括利益累計額合計</u>		

改正後	現行		
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>新株予約権</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>少数株主持分</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>純資産合計</u>	
		<u>当期首残高</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額</u>	
		<u>新株の発行</u>	<u>× × ×</u>
		<u>剰余金の配当</u>	<u>△ × × ×</u>
		<u>中間純利益</u>	<u>× × ×</u>
		<u>自己株式の処分</u>	<u>× × ×</u>
		<u>.....</u>	<u>× × ×</u>
		<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期変動額合計</u>	<u>× × ×</u>
		<u>当中間期末残高</u>	<u>× × ×</u>
	<u>（記載上の注意）</u>		
	<u>1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u>		
	<u>2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。</u>		
	<u>3 株主資本以外の項目について、中間連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。</u>		
	<u>4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u>		
	<u>5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u>		
	<u>6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。</u>		

改正後	現行
	7 遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 40 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 42 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 （以下略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第 16 号の 25

改正後

別紙様式第 16 号の 25（第 211 条の 81 第 2 項関係）
（略）
第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 （略）
5 連結株主資本等変動計算書
年度（年 月 日から
年 月 日まで）連結株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計
	資本 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本 合計	その 他有 価証券 評価 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計			
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額														
新株の発行	××	××			××									××
剰余金の配当			△××		△××									△××
当期純利益			××		××									××
自己株式の処分				××	××									××
・・・ ・・・														××
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						××	××	××	××	××	××	××		××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

現行

別紙様式第 16 号の 25（第 211 条の 81 第 2 項関係）
（略）
第 2 連結財務諸表
1 ～ 4 （略）
5 連結株主資本等変動計算書
年度（年 月 日から
年 月 日まで）連結株主資本等変動計算書
(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
資本剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
利益剰余金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
剰余金の配当	△ × × ×
当期純利益	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×
当期末残高	× × ×
自己株式	
当期首残高	△ × × ×
当期変動額	
自己株式の処分	× × ×
.....	× × ×
当期変動額合計	× × ×

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の 25

改正後	現行					
4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)	当期末残高	△	×	×	×	
	株主資本合計					
	当期首残高		×	×	×	
	当期変動額					
	新株の発行		×	×	×	
	剰余金の配当	△	×	×	×	×
	当期純利益		×	×	×	
	自己株式の処分		×	×	×	
			×	×	×	
	当期変動額合計		×	×	×	
	当期末残高		×	×	×	
	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券評価差額金					
	当期首残高		×	×	×	
	当期変動額					
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		×	×	×	
	当期変動額合計		×	×	×	
	当期末残高		×	×	×	
	繰延ヘッジ損益					
	当期首残高		×	×	×	
	当期変動額					
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		×	×	×	
	当期変動額合計		×	×	×	
	当期末残高		×	×	×	
	土地再評価差額金					
	当期首残高		×	×	×	
	当期変動額					
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		×	×	×	
	当期変動額合計		×	×	×	
	当期末残高		×	×	×	
	為替換算調整勘定					
	当期首残高		×	×	×	
	当期変動額					
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		×	×	×	
	当期変動額合計		×	×	×	
	当期末残高		×	×	×	
	退職給付に係る調整累計額					
	当期首残高		×	×	×	
	当期変動額					

改正後	現行		
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		その他の包括利益累計額合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		新株予約権	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		少数株主持分	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
		純資産合計	
		当期首残高	× × ×
		当期変動額	
		新株の発行	× × ×
		剰余金の配当	△ × × ×
		当期純利益	× × ×
		自己株式の処分	× × ×
			× × ×
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	× × ×
		当期変動額合計	× × ×
		当期末残高	× × ×
	(記載上の注意)		
	1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。		
	2 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。		
	3 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における		

改正後	現行
	記載の順序によること。 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。 この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。 6 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。 (以下略)

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の26

改正案	現行
別紙様式第 16 号の 26（第 211 条の 84 第 1 項関係）（日本工業規格 A 4） （略） 1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項 （1） 事業の経過及び成果等 （略） （2） 財産及び損益の状況の推移 〔少額短期保険持株会社の状況について記載する場合〕 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下 4 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 4 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ～ 7 （略） 〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 4 （略） 5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下 5 において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下 5 において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下 5 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 少額短期保険持株会社の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略）	別紙様式第 16 号の 26（第 211 条の 84 第 1 項関係）（日本工業規格 A 4） （略） 1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項 （1） 事業の経過及び成果等 （略） （2） 財産及び損益の状況の推移 〔少額短期保険持株会社の状況について記載する場合〕 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略） 4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この 4 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下この 4 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ～ 7 （略） 〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 4 （略） 5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。以下この 5 において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この 5 において同じ。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。以下この 5 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 ロ 少額短期保険持株会社の財産及び損益の状況の推移 （略） （記載上の注意） 1 ～ 3 （略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

別紙様式第 16 号の26

改正案	現行
4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第51項に規定する遡及適用をいう。以下 4 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下 4 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ～ 7 （略） (以下略)	4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この</u> 4 において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この</u> 4 において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この</u> 4 において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。 5 ～ 7 （略） (以下略)